

福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における学術研究に係る行動規範

福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部（以下「本学」という。）は、法的、道義的責任を負う公的機関として、本学の研究活動に携わる全ての者に対し研究を遂行する上で求められる行動規範を定める。

1. 研究者の責任と行動

研究者は、自らの生み出す知的財産の質を担保するとともに、その成果が世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するという責任を有する。

研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断・行動し、研究者倫理に違反し、その本質ないし本来の趣旨を歪めるようなデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用を行わない。また、論文の二重投稿、その他不適切なオーサーシップ等の疑いを招く行動に加担しない。さらに、研究活動の透明性を確保するため、研究コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

2. 法令の遵守

研究者及び事務職員は、研究の立案・実施にあたって、法令や関係規則を遵守し、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者に誓約書を提出し、研究費の適正な使用等の社会的責任を果たす。

3. 自己の研鑽

研究者及び事務職員は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、弛まず努力する。

4. 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割について説明し、その公表した成果についての研究データ、調査データを記録かつ保存し、必要に応じて公開する責務を負う。

5. 研究実施上の配慮

研究者及び事務職員は、研究補助者・研究協力者の人格、人権を尊重し、個人情報の管理に留意するとともに、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものについては十分な配慮を払う。

6. 利益相反

研究者は、自らの研究において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の相反に最大限の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

7. 取引先との公正な関係の確保

研究者及び事務職員は、取引先に関して、公正かつ自由な取引を確保するため、談合、優越的地位の濫用など、法令、規則の違反となるような行為は行わない。

附則 平成27年4月1日より施行する。